

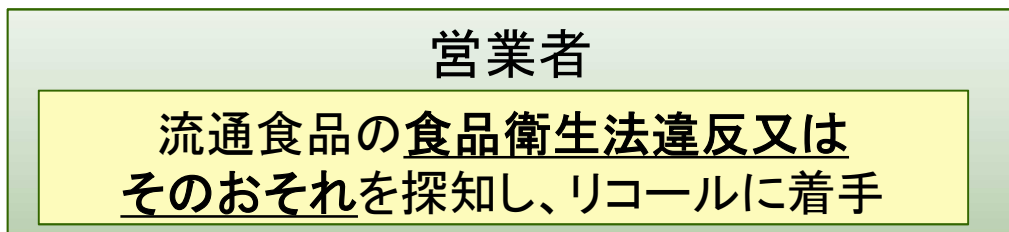
VI. 食品のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

(リコール報告の対象)

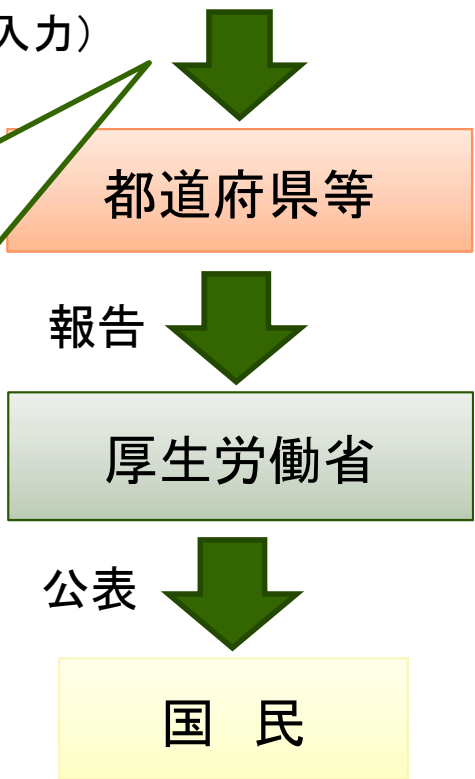
- ・ 食品衛生法に違反する食品
- ・ 食品衛生法違反のおそれがある食品

※ 食品衛生法違反となる原因となった原材料を使用した他の製品や製造ラインの硬質部品が破損して製品に混入した場合等



リコール情報を届出(システムに入力)

自主回収情報(例)	
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)厚生労働
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
健康への影響	下痢、嘔吐等の他、過去に重症化し死亡事例がある
画像	—
……	……



- (監視指導への活用)
 - ・ データ分析
 - ・ 改善指導
 - ・ 他の商品への拡大の有無等の確認
- (消費者への情報提供)
 - ・ 速やかな情報確認
 - ・ 該当品の喫食防止
 - ・ 回収協力

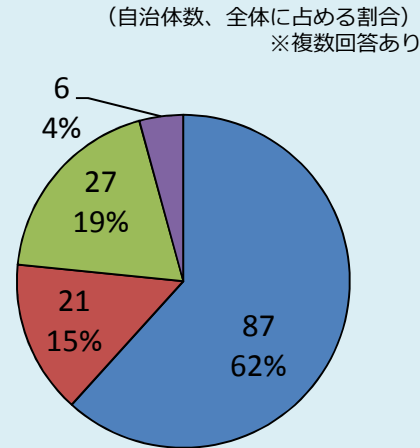
【参考】食品リコールの報告制度の状況

有害性のある異物混入等による回収告知件数が増加傾向
(2011年:554件⇒2017年:750件)

品目名	2017年	品目名	2017年
菓子	200	酒類	15
弁当・惣菜	91	精穀・製粉	10
水産食料品	84	みそ	8
その他	79	スープ	5
肉製品	51	ソース	5
清涼飲料(茶・コーヒー飲料を含む。)	31	マヨネーズ・ドレッシング	5
パン	27	糖類	5
めん類	24	レトルト食品	4
野菜漬物(缶詰、つぼ詰を除く。)	23	冷凍調理食品	4
野菜・果実缶詰・農産保存食料品	18	醤油・食用アミノ酸	3
乳製品	18	動物性油脂	3
豆腐・油揚げ	17	めんつゆ	3
その他調味料	15	茶・コーヒー(飲料を除く。)	2
		カレー・シチュー	-
		合計	750

(資料出所)食品事故情報告知ネットHP

自治体による自主回収報告制度



- 条例等で規定している
(都道府県の条例に準ずる場合を含む。)
- 条例以外の要綱等で規定している
- していない
- その他
(事業者からの申出による報告書提出要求等)

※144自治体に調査
※140自治体から回答あり
※厚生労働省食品監視安全課調べ

法令による欧米の食品リコール制度

米国

- FDAには強制リコール権限があるが、事業者による自主回収が原則とされている。
- 食品安全強化法(FSMA)に基づき、食品製造施設はリコール計画書の作成が義務付けられ、そのなかで、自主回収時のFDAへの通知を求められている。

EU

- EU各国食品衛生当局にリコール権限があるが、自主回収が原則とされている。
- 欧州委員会規則(EC)NO178/2002により、自主回収や事業者による管轄当局への報告・通報が規定されている。
- また、早期警告システム(RASFF: Rapid Alert System for Food and Feed)により、リコール情報を公表している。